

事務連絡
平成23年2月24日

外務省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について2月23日付で提出のあった再々意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、2月24日（木）14：00までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、更に御意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1. 5条3号 「相当の理由」

【意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

貴室によれば、本規定を改正する理由は、「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られるため」であるとのことだが、「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張する」ことは不開示事由への該当性の判断を誤った不適法なものであるから、個別の事案については異議申立てや訴訟といった救済制度を通じた救済が可能であるし、行政機関における運用全般については解釈指針をコメント一欄において示す等の方法によってその改善を図ることが可能であるから、現行規定を変更する必要性や適当な理由があるとは言えない。

また、「相当な理由」を「十分な理由」に変更しても、行政機関の長の第一次的判断が尊重される状況に変わりはないから、このような条文変更によって、「他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」が減少するとの主張には、十分な理由がない。

むしろ、「相当な理由」を「十分な理由」に変更した場合の両者の相違については、後者の場合には前者に比べて「更に厳格な理由が必要とされる」と説明されているのみであって、実際に開示・不開示の判断を行う際に、如何なる基準に照らして何をどの程度追加的に説明・立証する必要があるのかについての現行法との具体的な相違は不明である。このような現行法との相違が不明確な改正を行えば、現場に混乱を引き起こして業務運用に支障をきたすこととなることから、本件改正は行うべきではない。

(回答)

応じられない。

(理由)

今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できる

よう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

実務上の取扱いについては、このような本規定の改正の趣旨を踏まえ、運用されるべきものである。なお、そもそも不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないものであることから、一概に具体例を示すことは困難であることは御理解いただきたい。

なお、本件は、現行法の運用状況も踏まえ、国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり（行政透明化検討チーム第1回会合）、当該案が有識者の検討も経て改正案となったものであることに留意されたい。

【再意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

本改正の理由である「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張する」ことは不開示事由への該当性の判断を誤った不適法なものであるから、個別の事案については異議申立てや訴訟といった救済制度を通じた救済が可能であるし、行政機関における運用全般については解釈指針をコメント欄において示す等の方法によってその改善を図ることが可能であるから、現行規定を変更する必要性や適当な理由があるとは言えない。

また、「相当な理由」を「十分な理由」に変更しても、行政機関の長の第一次的判断が尊重される状況に変わりはないから、このような条文変更によって、「他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」が減少するとの主張には、十分な理由がない。

さらに、依然として、現行法との相違は不明確であり、このような改正を行えば、現場に混乱を引き起こして業務運用に支障をきたすこととなることから、本件改正は行うべきではない。

（回答）

応じられない。

（理由）

今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようになるとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

実務上の取扱いについては、このような本規定の改正の趣旨を踏まえ、運用されるべきものである。なお、そもそも不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないものであることから、一概に具体例を示すことは困難であることは御理解いただきたい。

なお、本件は、現行法の運用状況も踏まえ、国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり（行政透明化検討チーム第1回会合）、当該案が有識者の検討も経て改正案となつたものであることに留意されたい。

【再々意見】

運用にあたり現場に混乱が生じないように、また、「要件を厳格化するもの」との改正の趣旨が一人歩きをして、審査会や法廷において過度な「厳格化」がはかられることのないよう、開示・不開示の判断に係る基準を示すガイドラインを適切に作成して頂きたい。また、同ガイドラインの作成にあたっては、十分な期間をもって当省に合議されたい。

【理由】

「相当の理由」と「十分な理由」の具体的な相違は未だ明確ではないので、運用にあたり現場に混乱が生じないように、また、「要件を厳格化するもの」との改正の趣旨が一人歩きをして、審査会や法廷において過度な「厳格化」がはかられることのないよう、ガイドラインにおいて開示・不開示の判断に係る基準を適切に示す必要がある。

(回答)

ガイドライン等については、法成立後、貴省と十分相談の上、検討したい。

2. 6条1項 部分開示

【意見】

現行規定「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときはこの限りではない」との趣旨の規定の維持を求める。

【理由】

有意性のない情報の不開示を認める本規定は、当省において、定型フォーマットに印刷された電信を不開示とする際等にしばしば適用されている。この規定の適用により、行政側は、煩雑な部分開示手続きを回避することができ、請求者側は、速やかな開示決定を受けることができるとともに、有意でない情報（たとえば、電信の定型フォーマット）のみが記載されたページの開示実施手数料を節約することができ、両者にとって有益である。本規定を削除することとした場合、行政機関の部分開示手続きは明らかに煩雑化するため、結果的に請求者にとっては開示決定の遅延と余計な開示実施手数料の支払いという不利益が生じることになり、適当ではない。

なお、貴室は、本規定を削除する趣旨として、「(現行法は,) 主権者である国民にとって『有意の情報』か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能」にしている点を指摘するが、現行法のコメント（『詳解 情報公開法』総務省行政管理局編）では「『有意』性の判断は、（中略）個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきもの」とされていることから、仮に、これまでに「『有意の情報』か否かに関し、行政機関が恣意的に判断」した事例があったとすれば、それらは不服申立てや訴訟を通じて救済することが可能である。従って、本件規定が「行政機関が恣意的に判断することを可能」にしているとの主張は誤った事実認識に基づくものであり、このような理由付けによる改正は受け入れられない。

（回答）

応じられない。

（理由）

御指摘のとおり、これらの有意性の判断は個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものとして運用してきたところであるが、行政透明化検討チームにおいて、部分開示規定について「行政文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである」と指摘されているところである。

このため、現行の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」については、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、情報単位論（独立一体説）の適用も含め、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため、これを削除することにより「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

【再意見】

現行規定「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときはこの限りではない」との趣旨の規定の維持を求める。

【理由】

有意性の判断は客観的な基準に基づいて行われる以上、本件現行規定が「行政機関が恣意的に判断することを可能」にしているとの主張は誤った事実認識に基づくものであり、依然として、十分な改正の理由がない。

また、本規定を削除することとした場合、行政機関の部分開示手続きは明らかに煩雑化するため、結果的に請求者にとっては開示決定の遅延と余計な開示実施手数料の支払いという不利益が生じることになり、適当ではない。

なお、本件は、不開示情報から区分して開示できる情報があるとしても、その内容の有意性に照らして不開示とすることを規定するものであるので、情報単位論に関連する議論とは無関係である。

(回答)

応じられない。

(理由)

御指摘のとおり、これらの有意性の判断は個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものとして運用してきたところであるが、行政透明化検討チームにおいて、部分開示規定について「行政文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである」と指摘されているところである。

このため、現行の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」については、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、情報単位論（独立一体説）の適用も含め、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため、これを削除すること

により「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

また、請求者の意向を踏まえた運用がなされるよう、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられる。

なお、「本件は、不開示情報から区分して開示できる情報があるとしても、その内容の有意性に照らして不開示とすることを規定するものであるので、情報単位論に関連する議論とは無関係である」とのことであるが、行政透明化検討チームの議論においては、「独立一体説を6条1項及び2項の解釈から排除するためには、まず6条1項ただし書を削除することが必須」（平成22年5月26日行政透明化検討チーム資料5-1「参考者からの意見概要（改訂版）」）との意見もあったことを付言しておく。

【再々意見】

現行規定「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときはこの限りではない」との趣旨の規定の維持を求める。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。

(回答)

応じられない。

(理由)

現行の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときは、この限りでない。」については、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、情報単位論（独立一体説）の適用も含め、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため、これを削除することにより「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

なお、「行政透明化検討チームとりまとめ」においては、「解釈として、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、それが「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成しており、当該一体としての情報には不開示情報が含まれていることを理由に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定するという解釈論（いわゆる「情報単位論」（独立一体説））が主張されることがある。しかし、国民の知る権利を保障する法の目的に従えば、不開示情報の範囲は可能な限り限定されるべきであり、情報単位論はこのような法目的に反するものである。そこで、当該規定を標記の

とおり改正することにより、行政文書・法人文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである。」とされている。

また、請求者の意向を踏まえた運用がなされるよう、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられ、これにより開示請求者がその部分について開示の実施をするかどうかの判断が出来るものと考えられる。

なお、「本件は、不開示情報から区分して開示できる情報があるとしても、その内容の有意性に照らして不開示とすることを規定するものであるので、情報単位論に関する議論とは無関係である」とのことであるが、行政透明化検討チームの議論においては、「独立一体説を 6 条 1 項及び 2 項の解釈から排除するためには、まず 6 条 1 項ただし書きを削除することが必須」（平成 22 年 5 月 26 日 行政透明化検討チーム資料 5-1 「参集者からの意見概要（改訂版）」）との意見もあったことを付言しておく。

3. 10条1項 開示決定期限

【意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

貴室によれば、本項改正の趣旨は、「より迅速に開示決定等がされるようするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ」、開示決定期限を「行政機関の休日を除き 14 日以内」に短縮するものである、とのことである。しかし、現状においても、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入、または、開示・不開示判断の簡略化（開示・不開示の判断に時間要する場合には不開示とすることが認められる、開示部分と不開示部分の区分に時間を要する場合に全体を不開示とすることが認められる等）が認められない限り、実質的な開示決定期間の短縮にはつながらない。

むしろ、従来に比べて、延長手続きを取って対応しなければならない事案が増加するため、より迅速な開示決定が行われるわけではないのに、延長手続き等の行政コストは増加することになる。

また、「行政機関の休日を除き 14 日以内」としたのは、「地方公共団体における期限の状況等を踏まえ」たためとのことであるが、国家が保有する情報に

は、不開示該当性を判断するにあたり、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な観点から慎重な判断が求められる情報が含まれているため、開示決定により多くの時間を要する場合がある。従って、同様の情報を有さない地方公共団体の例を踏まえる一方で、同様の情報を保有する他国の例を参照しないことはバランスを欠いている。情報公開制度が発達していると言われる欧米先進国の開示決定期限は、米・英が20営業日、豪・加は30日、独は1ヶ月、仏は2ヶ月等となっており、米国は一度10営業日に短縮したものの、適切な運用ができなかつたため20営業日に延長した経緯があること等も踏まえれば、国の行政機関の開示決定期限として14営業日が適当と考えることには合理的な理由がない。

(回答)

応じられない。

(理由)

ご主張との関係では、まず、開示決定等の期限を14日に短縮する点が、①国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり（行政透明化検討チーム第1回会合）、②当該案が有識者の検討も経て現在の形の成案となったというほど、期限短縮の点に関し国民（有識者を含む）からの要請が強いと言うことができ、また、③より具体的には、例えば行政透明化検討チームでの検討の際に行われた国民に対するアンケート調査の結果の中で、回答者の76%が開示請求から開示決定等までの期限を短縮する点について改正が必要だとしている事実、に着目する必要があるものと考える。

すなわち、貴省は、本改正により、予想される運用上の問題から実質的な開示決定期間の短縮にはつながらないであるとか、行政コストが増加するである等の主張をされているが、これらの点は、上記の国民からの強い要請があるという事実を、覆すまでには至らないのではないかと考えるところである。

その上で、ご指摘にある予想される運用上の問題については、本改正法案の成立後に、弊室及び各省庁において、検討していくべき事項ではないかと考える。

なお、既に回答したところであるが、国家レベルの情報公開制度の開示決定の期限としては、14日とするフィンランド及びオランダの例、10日とするデンマークの例もあると承知している。さらに、これも既に回答したところではあるが、各国の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられるから、単純に諸外国との比較のみに立脚して当該期限を定めることは必ずしも適当でないものと考えられる。無論、地方公共団体についても、これを単純に参考例として14日の期限としたわけではない。

【再意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

貴回答によれば、国民の間に開示決定期間の短縮を求める声があることは承知したが、各行政機関は、現状においても、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入、または、開示・不開示判断の簡略化（開示・不開示の判断に時間を要する場合には不開示とすることが認められる、開示部分と不開示部分の区分に時間を要する場合に全体を不開示とすることが認められる等）が認められない限り、実質的な開示決定期間の短縮にはつながらないため、期間短縮のために期限を短縮するとの説明は合理的ではない。

また、地方公共団体や外国の事例を単純に参考としたわけではないことは承知したが、依然として14日とすることに合理的な理由はない。

(回答)

応じられない。

(理由)

繰り返しとなるが、期限を14日に短縮するという国民からの強い要請に答えるため、ご指摘にある予想される運用上の問題については、本改正法案の成立後に、弊室及び各省庁において、検討していくべき事項と考える。

【再々意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見に対する回答及び再意見に対する回答で示した理由のとおり。

4. 11条1項 11条延長

【意見】

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、現行法と同様、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」との基準に基づき行われるものとすることを明らかにされたい。

【理由】

「行政透明化検討チームとりまとめ」では、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、限定することとされているが、同解釈を採用することとする場合、運用上、情報公開以外の業務の遂行に甚大な支障を生じることになるとともに、開示決定期限を遵守できない案件が発生することも予想されるため、万が一同解釈が採用されることとなる場合には、他の規定の変更等を要求する必要がある（たとえば、10条2項で認められる延長期限の限界を30日より多い日数とする、開示請求量に制限を設ける等）。貴見によれば、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁の意見を踏まえ、今後検討していくこととされている由だが、上記理由に照らして、本件解釈の内容については速やかに、現行解釈を維持する旨を明らかにされたい。

(回答)

応じられない。

(理由)

「本件解釈の内容」については、法律事項ではなく、法運用に関する事項であるため。なお、具体的な解釈の内容については、できる限り速やかに検討を開始することとしたい。

【再意見】

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、現行法と同様、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」との基準に基づき行われるものとすることを明らかにされたい。

【理由】

本件は法の運用に関する問題ではなく、条文の解釈に関する問題である。「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の内容が明らかにされない限り、本規定は受け入れられない。

(回答)

応じられない。

(理由)

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の字義から逸脱する解釈をする予定はないため。

【再々意見】

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、同条文中「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と併せて、現行法と同様、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」との基準に基づき行われるものとすることを明らかにされたい。

【理由】

意見で述べたとおり、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の解釈によつては、運用上、情報公開以外の業務の遂行に甚大な支障を生じることになるとともに、開示決定期限を遵守できない案件が発生することも予想されるため、万が一現行と異なる解釈が採用されることとなる場合には、他の規定の変更等を要求する必要がある（たとえば、10条2項で認められる延長期限の限界を30日より多い日数とする、開示請求量に制限を設ける等）。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見に対する回答及び再意見に対する回答で示した理由のとおり、

5. 11条3項 11条延長みなし不開示

【意見】

本項の削除を求める。

【理由】

貴室によれば、本規定の導入により、「開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる」とのことであるが、期限超過は11条2項の違反であるから、現行規定においても、開示請求者は行政不服申立て法に基づく不作為の申立てを通じて権利利益の救済を図ることが可能であり、本規定の導入によって追加的に救済される利益があるとは言えないから、本規定を導入する必要性はない。

また、開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合には不開示決定を行ったものとみなすことができるとの改正があるが、大量請求に一定の制限を設けていない現状では、行政機関は、開示決定までに1年超を要する請求にも対応する必要があり、請求量に応じて一年超の期間に開示決定を行うことも認められている。このため、みなし不開示により不服申立てや訴訟に持ち込まれた場合、行政側は、銳意開示に向けて努力している旨を説明するだけであり、請求者側はみなし不開示をしたところで情報をより迅速に得られることになるわけではない。これまでの累次の質問によても本改正により得られる法益について説明がなく、改正の理由が見当たらない。

また、行政機関では不服申し立てや訴訟への対応業務が発生するから、人的資源の投入が行われない限り、開示決定が遅れることになり、請求者の利益が損なわれることはあっても救済されるものはない。審査会や裁判所等の業務の増加も勘案すれば、本改正は行政コストの増加を招く一方で請求者の権利利益の救済にはつながらないから、同改正は受け入れられない。

さらに、貴見によれば、みなし不開示により不服申立てを提起された場合、行政機関の長は、「予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」として設定した期間の妥当性等について主張するのではない、とのことであり、その場合、行政機関の長は法5条各号の不開示事由への該当性を陳述することになると考えられるが、この場合、法が1年以上の開示決定期限を設けることを認めているにもかかわらず、政令で定める1年以内の期間に不開示該当性を説明しなければならない状況におかれることになるから、そのような全く不合理な制度は受け入れることができない。

なお、万が一、本項が維持されることとなる場合には、行政機関の長は、最終決定までに法11条3項の「1年以内の政令で定める期間」より長い期間を要する開示請求があったときは、開示請求者に対し、最終決定までに要する期間が当該「1年以内の政令で定める期間」以内になるように請求内容を変更

することを求める能够のこととする、同一請求者ないし同一請求者とみなしうる複数の請求者が、一定の期間内に行う請求については一件の請求とみなすことができる等の規定を追加することを主張する権利を留保する。

(回答)

応じられない。

(理由)

貴省ご主張の第1段落及び第2段落について、**10条3項 10条延長なし不開示**の理由の趣旨を参照されたい。なお、開示請求者にとっては、第11条第3項のみなし規定により、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟又は不服申立てを行うことが可能となるから、万一「相当の期間」として必要以上に長い期間をかけて開示決定等がされようとした場合でも、一定の救済が図られることとなるものである。

ご質問の第3段落・第4段落について、開示請求者の権利利益の救済につながるか否かという点は、上記のとおりである。第3段落では、開示決定が遅れ、行政コストも増加することであるが、「一年以内の政令で定める期間」を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での行政機関における事務処理状況等を踏まえ、開示請求者の判断により行政機関の開示決定等を待つことも可能であるところ、実務上開示請求者に対して開示決定等ができる見込みの時期を適宜通知することや、場合によっては、訴訟や不服申立てをした場合には最終的な開示・不開示の判断に至るまでかえって時間がかかることもあり得る旨、開示請求者に説明することも考えられる。その上で、開示請求者がなお、行政機関の一義的な判断（開示決定等）を要さず、直接に訴訟又は不服申立てにおいて争いたいということであれば、行政機関としてはこれに対応するのが本法の目的の達成に資するものであると考える。

【再意見】

本項の削除を求める。

【理由】

当省主張の第1段落及び第2段落については、**10条3項 10条延長なし不開示**の項の当省主張を参照されたい。

「第11条第3項のみなし規定により、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟又は不服申立てを行うこ

とが可能となる」ことは、法11条1項が行政機関の長に対して政令で定める期間より長期の開示決定期限を設けることを認めている趣旨と全く矛盾する。行政機関の長が開示・不開示の判断を決定していない時に、請求者がみなし不開示として、不服申立て又は訴訟で「行政機関の長の不開示決定の内容自体を争う」こととした場合、行政機関の長が、本来不開示とすべき情報についてその理由を十分に説明することができないのに審理・裁判を行うことを前提とする仕組みであり、全く不合理であるから受け入れられない。この不合理は、「開示請求者の判断により行政機関の開示決定等を待つことも可能」であるとしていることによって何ら解消されるものではない。

(回答)

応じられない。

(理由)

貴省意見ご主張の第1段落（本規定の導入によって追加的に救済される利益があるとは言えない）第2段落（請求者側はみなし不開示をしたところで情報をより迅速に得られることになるわけではない）については、**10条3項 1
10条延長みなし不開示**の弊室一次回答及び二次回答第1段落を参照されたい。

「行政機関の長が開示・不開示の判断を決定していない時に、請求者がみなし不開示として、不服申立て又は訴訟で「行政機関の長の不開示決定の内容自体を争う」こととした場合、行政機関の長が、本来不開示とすべき情報についてその理由を十分に説明することができないのに審理・裁判を行うことを前提とする仕組みであり、全く不合理であるから受け入れられない。」について、請求者の選択の幅が広がり、万一「相当の期間」として必要以上に長い期間をかけて開示決定等がされようとした場合でも一定の救済が図られるという意味で、開示請求者にとって合理的である。なお、不服申立て等においても、不開示情報該当性の判断は、行政機関の主張も踏まえて、客観的な法の規定に則ってなされるものと思料する。

【再々意見】

「(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除されたい。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。なお、貴見によれば、本改正は、「万一「相当の期間」として必要以上に長い期間をかけて開示決定等がされようとした場合でも一定の救済が図られるという意味で、開示請求者にとって合理的」

であるとのことであるが、「相当の期間」として適正な期間を設けている場合には、意見・再意見で述べたような不合理が常に生じることとなり、法を適正に運用している場合に不合理が生じることとなる本件改正は全く受け入れられない。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見に対する回答及び再意見に対する回答の中で示した理由のとおり。

なお、「相当の期間」が適正なものかどうかは開示請求者にとって不明であり、必要以上に長い期間を「相当の期間」として設けている可能性も否定はできない中で、このような措置を講ずることには一定の意義があるものと考える。

6. 16条1項

【意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

本改正は、①受益者負担の原則に反する、②改正の必要性が乏しい、③改正による弊害が大きい、の3点に照らして認められない。

① 情報公開制度の下では、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求者に対し開示しなければならないとされていることから、情報開示の利益を受けるのは一義的には開示請求者であって国民全体ではない。一般的に、特定の個人が一定の行政サービスを受ける場合にはその対価を支払うものとされており、価格やその設定方法に差はあっても、通常、受益者は一定の負担を負っている（受益者負担の原則）ところであるが、情報公開法制において、その原則を放棄できる合理的な理由は見あたらない。また、「開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求」にのみ受益者負担の原則を適用することは、情報開示によって「財産上の利益」を得ることとなる開示請求者は商業的請求を行う者に限られないこと、及び、法3条が何人に対しても等しく開示請求権を認め、開示請求者に対し開示請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではないとしていることに照らして、不適当である。

② 貴室によれば、本改正の趣旨は、「開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政

への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にする」ことであるとのことである。しかしながら、開示請求手数料は、現行法においても、請求者の負担軽減の観点より、実際に発生しているコスト（情報公開法の施行時の見積もりは 1500 円程度）から大幅に減額（300 円）されており、加えて経済的困窮者には当該請求手数料の免除を認めている。目的達成をさらに進めるために開示請求権の行使がより容易になることには一定の利益があるが、開示請求法の施行以降、開示請求手数料を徴収することが、情報公開法の目的の達成を妨げたとされる事例があったとは承知していないところ、開示手続きには行政コストが発生していること及び下記③の点を考慮すれば、手数料を無料とすることが適当とは言えない。

③ さらに、本改正は、実質的な開示請求手続きの簡略化する（郵送による請求の場合の印紙購入の手間軽減等）となるため、安易な請求、権利濫用的な請求や外国からの請求が増加するおそれがある。無料化に伴い、FAX や電子メールによる請求が認められるようになるこうした請求の更なる増加が見込まれるが、濫用的請求の増加は情報公開業務の効率的な遂行を妨げ、結果として適正な目的に基づく開示請求者が開示決定の遅延等の不利益を被ることになる。

以上より、手数料の原則無料化は、無料化の必要性が乏しい一方、受益者負担の原則に反し、また権利濫用請求の増加に伴い情報公開制度への弊害が大きいことから、認められない。

なお、万が一、原則無料化を維持することとなる場合には、①最終開示決定までに必要な郵送料（各行政機関から開示請求者に発送されるものを含む）はすべて請求者の負担とし、政令で定める一定額を請求時に納めることを義務づけること、及び②開示請求者に対して、情報の適正な請求・適正な利用を義務づけるとともに、行政機関の長は、いたずら、いやがらせ、その他業務遂行の妨害となる、またはそれを目的とした開示請求があったとき、及び、開示決定を行った場合に開示された情報が法の目的を著しく逸脱した方法で利用されるおそれがあると認める開示請求があったときは、文書を開示しない旨の決定を行うことができることとする規定を追加すべきである、との主張を行う権利を留保する。

(回答)

応じられない。

(理由)

手数料は、特定の者のために特別のサービスを提供する場合に、その費用を租税などの一般財源に求めることがなく、そのサービスを受ける者からその費用を補填してもらうために徴収するのが原則である（受益者負担の原則）が、今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る経済的負担を更に軽減し、開示請求権の行使をより容易にする必要性が高い、商業的請求に該当しない開示請求については、受益者負担の原則の例外として、開示請求手数料を廃止することとしたものである。

一方で、この開示請求手数料の廃止の例外として、特に、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合については、受益者負担の原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収することとしており、合理的なものと考えている。

すなわち、第3条に基づく開示請求権の行使 자체は等しく認められるものであるが、開示請求に係る事務のコストを誰が負担すべきかとの観点から、受益者負担の原則に立って、特に、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる、営利を目的とする社団法人である会社法上の「会社」（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）及びこれに類する法人が行う開示請求を商業的請求と位置付け、開示請求手数料を徴収することとしているものである。

濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとしており、その具体的な運用に係るガイドラインを適切に作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

なお、「原則無料化を維持することとなる場合」の御意見については、

- ①：開示決定等通知書に係る書面の送付に要する費用（郵送料）については、現行開示請求手数料の積算として含まれているものであり、今般の改正において、その納付について規定する（第16条第8項）ものであるが、それ以外の郵送料については、現行において開示請求者が負担しているものではなく、これをすべて開示請求者の負担とすることは適当でないこと、
- ②：「情報の適正な請求・適正な利用の義務付け」に関し、内閣法制局からは、現行において権利濫用に関する一般法理の適用により対応している中で、そのような確認的規定とも言える法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているところであり、また、「いたずら、いやがらせ、その他

業務遂行の妨害となる、またはそれを目的とした開示請求」、「開示決定を行った場合に開示された情報が法の目的を著しく逸脱した方法で利用されるおそれがあると認める開示請求」のような濫用的な開示請求への対処については、上記の回答のとおり、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとして、その具体的な運用に係るガイドラインを適切に作成することとしていることから、いずれも応じられないものと考える。

【再意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

受益者負担の原則及び改正による弊害が大きいことに照らして現行規定の維持を求める。

(回答)

応じられない。

(理由)

上記御意見に対する回答の理由のとおり。

今般の改正が受益者負担の原則も考慮に入れたものであること及び改正による弊害として指摘されている濫用的な開示請求への対処の考え方については、当該理由の中で申し述べているとおりである。

【再々意見】

現行規定の維持を求める。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見に対する回答及び再意見に対する回答で示した理由のとおり。

7. 21条 総理大臣の措置要求

【意見】

本条の削除を求める。

【理由】

貴室によれば、本改正の趣旨は、①「審査会答申と行政機関の長の判断の整合性を図る」とともに、②「法7条に規定する公益上の理由により裁量的開示をより充実させるため」とのことである。

①に関し、行政機関としても、審査会の答申を受け、改めて開示が可能と判断する場合もあるが、なお、不開示を維持することが妥当と考える、即ち、行政機関が不開示事由の該当性について審査会より厳しい判断をする場合があるのは、開示によって問題が生じた場合に責任を問われるのが行政機関の長であることに鑑みれば、当然である。このことは、内閣総理大臣についても同様であり、たとえ内閣総理大臣が開示すべきと判断したとしても、開示によって生じる問題の責任を直接的に問われるのは行政機関の長であるから、内閣総理大臣と行政機関の長の判断が異なる場合には行政機関の長の判断が優先されるべきである。

②に関し、法7条は、開示の公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量を認める規定であって、内閣総理大臣の裁量を認める規定ではないから、内閣総理大臣が同規定の適用を求める場合に、行政機関の長が「その要求に沿うように適切な措置をと」らなければならないとすることは、7条の趣旨に照らして不適切である。もともと、第5条の適用にあたっては、各号への該当性を判断する過程で、特別な事情等による開示の可能性（1号及び2号における「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要である場合」、5号における「不当に損なうおそれ」の不当性の審査、6号における「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の適正性の審査）は検討されており、それを経てなお不開示事由に該当するとされたにもかかわらず、7条を適用して開示する場合には、極めて高度の行政的な判断を必要とする。このような高度の政治的又は専門的・技術的な判断を行うに際して内閣総理大臣と行政機関の長の判断が異なる場合に、内閣総理大臣の判断を実質的に優先するとすることは、行政事務の分担管理の原則に照らして不適当である。

以上より、情報の開示にあたって行政機関の長と内閣総理大臣の判断が異なる場合には、行政機関の長の判断が尊重されることが適当であるから、実質的に行政機関の長に対して内閣総理大臣の判断の尊重を義務づける本改正は認められない。

(回答)

応じられない。

(理由)

内閣総理大臣の判断を実質的に優先することが行政事務の分担管理の原則に照らして不適当ということであるが、21条の制度は、情報公開制度を担当する大臣である内閣総理大臣が、国民の知る権利の観点から、協議・同意の過程を通じて、行政機関の長に7条の「公益上特に必要がある」かどうかについて検討を促すとともに、同意に達しなかった場合に、いたずらに遅延して開示請求者の利益を喪失させることのないよう、措置要求制度を通じて解決を図るものである。そして、措置要求の法的効果が明確でない場合に、問題解決がなされないおそれがあることから、行政機関の長が「その要求に沿うように適切な措置をと」らなければならないとしているものであり、必ずしも分担管理原則に照らして不適当であるとまでは言えない。

【再意見】

本条の削除を求める。

【理由】

そもそも、7条は開示の公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量を認める規定であって、内閣総理大臣の裁量を認める規定ではない。審査会が不開示妥当とし、行政機関の長も同様に判断しているときに7条を適用して開示することは、5条に照らして不開示として守られる利益を損ねることが前提。開示によって生じる問題の責任を直接的に問われるのは行政機関の長であるから、内閣総理大臣と行政機関の長の判断が異なる場合に、実質的に内閣総理大臣の判断が優先される本条の仕組みは受け入れられない。

審査会が開示すべきとしながらも、行政機関の長が不開示とすることを決定する場合には、5条の不開示事項該当性の適否については一定の疑義が残る場合もあるが、いずれにせよ、開示によって生じる問題の責任を直接的に問われるのは行政機関の長であるから、内閣総理大臣と行政機関の長の判断が異なる場合に、実質的に内閣総理大臣の判断が優先される本条の仕組みは受け入れられない。

(回答)

応じられない。

(理由)

内閣総理大臣の判断を実質的に優先することが行政事務の分担管理の原則に照らして不適当ということであるが、21条の制度は、情報公開制度を担当する大臣である内閣総理大臣が、協議・同意の過程を通じて、行政機関の長に7条の「公益上特に必要がある」かどうかについて検討を促すとともに、同意に達しなかつた場合に、いたずらに遅延して開示請求者の利益を喪失させることのないよう、措置要求制度を通じて解決を図るものであり、必ずしも分担管理原則に照らして不適当であるとまでは言えない。

【再々意見】

本条の削除を求める。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。繰り返しになるが、開示によって生じる問題の責任を直接的に問われるのは行政機関の長であるから、内閣総理大臣と行政機関の長の判断が異なる場合に、実質的に内閣総理大臣の判断が優先される本条の仕組みは受け入れられない。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見及び再意見に対する回答で示した理由のとおりであるが、国家行政組織法2条2項に基づき、国の行政機関は、一体として行政機能を発揮することが想定されていることを付言する。

8. 24条 インカメラ審査

【意見】

(1) 1項「特に必要があると認めるとき」の判断に際して、「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」との文言を「その他の事情」の直前に挿入するなどして、同事項についても考慮を義務づけることとすべきである。

(2) 行政庁が、裁判所に対して非公開で意見を陳述する機会を設けるべきである。

(3) 以下のとおり、裁判官及び裁判所関係者の守秘義務を厳格化すべきである。さもなければ、行政機関に、インカメラ審理の拒否権を与えるべきである。

- ・行政官と同等の、罰則付かつ退職後も適用される守秘義務を課す。
- ・インカメラ文書の中に、特別管理秘密等、当該情報を取り扱うにあたってクリアランスを必要とする情報が含まれている場合には、行政官と同様のクリアランスを受けた者だけが当該情報を取り扱うことができる。

【理由】

(1) について

司法府が行政府における適切な事務遂行を不当に妨げることのないよう、インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益についての考慮を裁判所に対して義務づけるべきである。

(2) について

ある情報を不開示と判断するにあたっては、その時々の国際情勢及びそれに対する政府の考え方等を踏まえた高度な政治判断として、また、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で専門的・技術的判断として行う場合があるが、このような、不開示判断において不開示とした理由を示すためには、別な不開示情報を用いなければ十分な説明ができない場合がある。従って、当該行政機関が裁判官に対して、不開示とすべき理由を非公開で説明できる機会を設けるべきである。さもなければ、訴訟の対象となっている情報の意味や価値について十分な知見を有していない裁判官が、不十分な情報に基づいて判決を下す可能性を排除できず、当該情報を不開示としておくことによって確保すべき利益を損ねるとともに、当該情報が外国政府との信頼関係や我が国の情報収集活動に関連する情報の場合には、その後の外交活動や情報収集活動を困難にすることになる。

(3) について

貴室によれば、裁判官の守秘義務については、「官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1号）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性があ」り、これらの規定により、裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されているとのことであるが、「官吏服務紀律」には守秘義務違反に対する罰則は設けられていないことから、裁判官については国家公務員と同程度の守秘義務が課されているとは言えない。また、貴室によれば、現行法上は、裁判官に対し情報クリアランスをかけることは困難であるとのことである。

米英他諸外国のような外事情報機関を有していない我が国では、情報収集活

動に関連する情報等、通常、先進欧米諸国では情報公開法の適用対象から除外されている情報を含む機微な情報が、当省に多数存在していることから、これらの情報がインカメラ文書の中に含まれている場合には、その取り扱いに極めて注意をしなければならない。これらの情報が不用意に公開されるようなことがあれば、諸外国との信頼関係を著しく損ない、また、情報提供者の生命等に危険が及ぶ可能性があるから、裁判官にも行政官と同様の守秘義務を課し、また、必要な情報クリアランスを受けさせることとすることで、行政機関が保有する秘密の保全について従来と同様の体制を維持することが必要である。このような手当を行わない場合、我が国の情報公開制度の下では、行政官と同等の守秘義務を課されていない裁判官が高度な秘密情報を取り扱う可能性があるとの印象が国際社会に広まることにより、外交活動や情報収集活動に支障をきたし、我が国の国益を著しく減じることとなる可能性がある。

なお、民事訴訟法223条6項のインカメラ審理手続においても裁判官がこれらの秘密を含む行政文書を見聞する可能性は生じていたが、今般の法改正によって、秘密を含む行政文書を訴訟の直接の対象とする制度が新たに導入され、こうした文書が訴訟で取り扱われる機会が従来より増加することとなることから、あらためて現体制を見直し、必要な改善を施すことが必要である。

従って、裁判官及び裁判所関係者に対し、行政官と同等の守秘義務及び情報の取り扱い制限をかけるべきであり、さもなければ、行政機関は、裁判所によるインカメラ文書の提出・提示決定に従わないことができるることとすべきである。

(1)について

(回答)

応じられない。

(理由)

裁判所は、「その他の事情」を考慮して弁論期日外証拠調べが「特に必要がある」と認めるかどうかを判断するとされていることから、御意見の事項を裁判所が考慮しうることは現在の改正案の規定によっても明らかであると考えられるため。

【再意見】

1項「特に必要があると認めるとき」の判断に際して、「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」との文言を「その他の事情」の直前に挿入するなどして、同事項についても考慮を義務づけることとすべきである。

【理由】

貴見のとおり、現行改正案では、「特に必要があると認めるとき」の判断に際して、裁判所は「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」を「考慮しうる」として、裁判官の裁量の余地を残す規定となっているところ、改正条文案中、「その他の事情」の直前に「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」との文言を挿入するなどして、同事項について考慮すべきことを義務づけるべきである。

(回答)

応じられない。

(理由)

ご意見に対する回答のとおり、裁判所は、「その他の事情」を考慮するとされていることから明らかだとおり、当該事案に関する一切の事情を考慮して「特に必要がある」かどうかを判断するのであり、御意見の事項を裁判所が考慮することは現在の改正案の規定によっても明らかであると考えられる。なお、弁論期日外証拠調べの採否に当たっては、当然、被告はその要否について意見を提出することができるところ、被告が「文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」があることを主張した場合には、裁判所は当然これを考慮して採否を判断するものと考えている。

したがって、再意見のご趣旨は既に規定されているのであり、これに加えて文言を追加する必要はない。

【再々意見】

「その他の事情」には「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」が含まれることとなるよう、ガイドラインに明記するなどの方法により適切な運用がはかられるようになされたい。また、同ガイドラインの作成にあたっては、十分な期間をもって当省に合議されたい。

【理由】

当省質問に対する貴室回答において、「その他の事情」に該当する事情としては、開示が求められている行政文書の性質、当事者の主張、他の証拠関係による判断の可否などが想定されるとのご回答を頂いているが、裁判所が「特に必要がある」かどうかを判断するにあたり、「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」が確実に考慮される運用が図られることとなるよう、ガイドラインにおいて「その他の事情」には「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」が含まれることを明記するなどの対応をされたい。なお、同ガイドラインの作成にあたっては、十分な期間をもって当省に合

議されたい。

(回答)

ガイドラインが裁判所を拘束するものではないことはいうまでもないが、「その他の事情」に「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」が含まれるとの当室の解釈をガイドラインに明記することなどにより、適切な運用がはかられるようにしてまいりたい。

ガイドライン等の作成に当たっては、十分な期間をもって、貴省に合議することとしたい。

(2)について

(回答)

応じられない。

(理由)

御意見は、原告に公開しない場で被告が不開示事由について弁論をする機会を設けるというものであると解されるが、このような機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原告にとっての手続保障に欠けることになる。そのため、御意見のような機会を設けることはできない。

【再意見】

行政庁が、裁判所に対して非公開で意見を陳述する機会を設けるべきである。

【理由】

改正条文案に対する当省からの質問に対する貴室の回答によれば、インカラ審査制度は、原告が不開示とされている情報の内容を知らされないまま審理が進行する制度であるが、これについては、原告の同意があれば憲法82条の公開原則に反するとは認められないとのことである。そこで、例えば、被告が不開示とされた情報が記された文書を改正条文案24条2項に基づき提示するにあたって同3項に基づいて立ち会う際に、被告が同文書について説明することも含めて、「原告の同意」(同1項)を得ることとする方法等が考えられる。

(回答)

応じられない。

(理由)

御意見は、原告に公開しない場で被告が不開示事由について弁論をする機会を設けるというものであると解されるが、このような機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原告にとっての手続保障に欠けることになる。これは、単に原告の利益を害するだけでなく、原告が適確な主張を行えないこととなる結果、充実した審理を行うことも不可能になる。

仮に、被告が実質的な弁論を行うことに対する原告の同意を要件としたとしても、被告がどのような主張を行うかについて不明確なままで原告がこれに同意することは期待できず、結局、弁論期日外証拠調べが実施できない事態となるが、このような事態は、裁判所のみが対象文書を見分することによってより公正な裁判を実現しようとする新24条創設の趣旨を没却するものである。そのため、御意見のような機会を設けることはできない。

【再々意見】

行政庁が裁判所に対して、非公開で、文書の内容について説明する機会を設けるべきである。

【理由】

ある情報を不開示と判断するにあたっては、その時々の国際情勢及びそれに対する政府の考え方等を踏まえた高度な政治判断として、また、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で高度に政治的又は専門的・技術的な判断を行う場合がある。このような不開示判断において、文書に記された不開示情報の意味するところ（当該情報のみでは明らかではないが、他の情報と照らし合わせることにより明らかになる内容を含む）が裁判官によって正しく理解されることが確保されなければ、情報の意味や価値について十分な知見を有していない裁判官が、不十分な情報に基づいて開示すべきとの判決を下す可能性があるから、より公正な裁判を実現しようとする本制度導入の趣旨が十分に達成されない。

(回答)

応じられない。

(理由)

原告に公開しない場で被告が不開示事由について弁論をする機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原

告にとっての手続保障に欠けることになる。これは、単に原告の利益を害するだけでなく、原告が適確な主張を行えないこととなる結果、充実した審理を行うことも不可能になる。

不開示事由の存否を判断する情報公開訴訟において、被告が原告に対しては実質的な考え方を説明しないことによって反論の対象をしほらせ、一方で弁論期日外証拠調べの機会に裁判所に対してだけ抜け駆け的に詳細な説明を行つてその理解を得ることは許されないと考えており、この点についてはご理解いただけるものと考える。

これに対し、準備書面等において原告に対しても開示される形で被告の考え方を十分主張するとともに、弁論期日外証拠調べに立ち会う際に行政文書に即してその主張を敷衍して説明すること（例えば、被告が、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることを不開示の理由として主張している事案において、一見するとこのようなおそれがあるかどうか判然としない記載について、その意味するところを、既に準備書面等に現れた範囲内で説明を加えるなど。）にとどまるのであれば、このような行為は、証拠調べを円滑に実施するために必要な行為として、24条3項に基づいて可能であると考えている。なお、同項は、弁論期日外証拠調べに原告を立ち会わせないこととの均衡上、被告の立会権を権利として保障したものではないが、被告は、裁判所に対し、証拠調べの実施方法について意見を述べることができ、立会いを希望するなどの意見を被告が述べた場合には、裁判所においてこれを踏まえて適切に判断されるものと考えている。

(3)について

(回答)

応じられない。

(理由)

裁判官については、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1項）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。また、民事訴訟法223条6項のインカムラ審理手続においても裁判官が公務員の職務上の秘密を含む行政文書を閲読する可能性は生じており、このほか、裁判所は、従来からも企業や個人の秘密等を扱ってきたが、退職後の裁判官も含め、罰則付きの守秘義務が課されていないことの問題点が指摘され、具体的な法改

正が議論されているなどの事実は承知していない。これらの点からすると、現行の守秘義務以上に罰則付きかつ退職後も適用される守秘義務を課す必要はないと考えるため。

クリアランスに関する御意見については、仮に、取扱資格が付与されない裁判官が証拠を閲読することができないとすると、当該裁判官は審理から除外されることとなって、行政機関の判断により、特定の裁判官を審理から除外することが可能になることから、裁判官の職権行使の独立に反するおそれがあると考えるため。

行政機関にインカメラ審理の拒否権を与えるという御意見については、本改正は裁判官が直接行政文書を見分することにより、情報公開訴訟についてより適正な判断をすることが可能になることを目的とするものであり、被告に証拠調べの拒否権を与えればこのような趣旨が没却されることになるため。

【再意見】

以下のとおり、裁判官及び裁判所関係者の守秘義務を厳格化すべきである。
さもなければ、行政機関に、インカメラ審理の拒否権を与えるべきである。

- ・行政官と同等の、罰則付かつ退職後も適用される守秘義務を課す。
- ・インカメラ文書の中に、特別管理秘密等、当該情報を取り扱うにあたってクリアランスを必要とする情報が含まれている場合には、行政官と同様のクリアランスを受けた者だけが当該情報を取り扱うことができる。

【理由】

従来の制度にもかかわらず、今般の法改正によって、秘密を含む行政文書を訴訟の直接の対象とする制度が新たに導入され、こうした文書が訴訟で取り扱われる機会が従来より増加することとなることから、あらためて現体制を見直し、必要な改善を施すことが必要である。

特に、国の安全保障や外交関係に関する情報については、これが漏洩することとなれば国益に対して与える被害は甚大である。従って、裁判官も行政官と同程度に秘密の保持が求められる。また、裁判官に対して行政官と同等の守秘義務を課さない場合、我が国の情報公開制度の下では、行政官と同等の守秘義務を課されていない裁判官が高度な秘密情報を取り扱う可能性があるとの印象が国際社会に広まることにより、外交活動や情報収集活動に支障をきたし、我が国の国益を著しく減じることとなる可能性がある。

従って、裁判官も行政官と同程度に秘密の保持が求められる実態に合わせてこれを法律で明確化する必要性があり、また、そうすることに何ら支障はない

いはずである。

インカメラ審査を導入することの趣旨は理解するが、守秘義務の厳格化を図らないことによって損なわれる利益に照らせば、被告が証拠調べの拒否権をもつこととすることは適当である。

(回答)

応じられない。

(理由)

ご意見に対する回答にて述べたとおり、裁判官については、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1項）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。

また、民事訴訟法223条6項のインカメラ審理手続においても裁判官が公務員の職務上の秘密を含む行政文書を閲読する可能性は生じており、このほか、裁判所は、従来からも企業や個人の秘密等を扱ってきたが、退職後の裁判官も含め、罰則付きの守秘義務が課されていないことの問題点が指摘され、具体的な法改正が議論されているなどの事実は承知していない。これらの点からすると、現行の守秘義務以上に罰則付きかつ退職後も適用される守秘義務を課す必要はないと考えるため。

クリアランスに関する御意見については、仮に、取扱資格が付与されない裁判官が証拠を閲読することができないとすると、当該裁判官は審理から除外されることとなって、行政機関の判断により、特定の裁判官を審理から除外することが可能になることから、憲法上の要請である裁判官の職権行使の独立に反するおそれがあるため。

行政機関にインカメラ審理の拒否権を与えるという御意見については、本改正は裁判官が直接行政文書を見分することにより、情報公開訴訟についてより適正な判断をすることが可能になることを目的とするものであり、被告に証拠調べの拒否権を与えればこのような趣旨が没却されることになるため。

【再々意見】

以下のとおり、裁判官及び裁判所関係者の守秘義務を厳格化すべきである。
さもなければ、行政機関に、インカメラ審理の拒否権を与えるべきである。

- ・行政官と同等の、罰則付かつ退職後も適用される守秘義務を課す。

・インカメラ文書の中に、特別管理秘密等、当該情報を取り扱うにあたってクリアランスを必要とする情報が含まれている場合には、行政官と同様のクリアランスを受けた者だけが当該情報を取り扱うことができる。

【理由】

意見及び再意見で示した理由のとおり。

(回答)

応じられない。

(理由)

意見及び再意見に対する回答の理由に同じ。